

リハビリテーションカレッジ島根

感染症に係る学内ルール Ver.16

[学生用]

令和6年4月1日より、本校の新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの対応を以下に変更します。

[マスクの着用について]

- ・学内でのマスク着用は個人の判断とします。ただし、流行が確認された場合や授業形態によっては、マスクの着用をお願いすることがあります。
- ・外部実習においては原則としてマスクの着用をお願いします。
※実習開始後は施設の指示に従ってください。

[健康管理表について]

- ・実習施設からの求めがあれば、「体調管理表（ペーパー）」に記入することがあります。

[公欠について]

- ・感染症により学校を休む場合は公欠の扱いとなります。ただし、「公欠願」を提出する際には必ず診断書を添付してください。診断書がない場合は公欠の扱いを受けることができません。

①新型コロナウイルス感染症

- ・発症翌日から5日間を自宅療養期間とし、出席停止とします。
5日経過後 症状なし→登校可
症状あり→症状回復から24時間経過後に登校可
- ・陽性者は発症翌日から10日間はマスクの着用をお願いします。

②インフルエンザ

- ・学校保健安全法第19条に基づき、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たすまでの期間は登校できません。原則として主治医の指示に従ってください。

[学校への報告について]

- ・学生本人および同居家族に感染確認があった場合、濃厚接触が疑われる場合は引き続き学校（担任）への連絡をお願いします。

[2024年4月1日より適用]